

## 新型コロナウイルス緊急金融対応補助金について

新地町では、新型コロナウイルスの影響を受けている町内中小企業者・小規模事業者の皆さまに、下記のとおり利子補給と信用保証料の補助を行います。

### <対象となる融資制度>

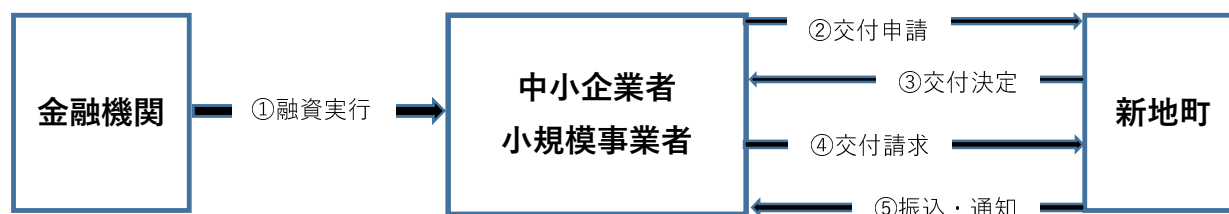
- ① 福島県緊急経済対策資金融資制度  
(新型コロナウイルス対策特別資金)
- ② 小規模事業者経営改善資金融資制度  
(通称「マル経融資」)

### <補助の内容>

<b>利子補給補助</b> (融資利率 年1.5%以内)	<b>3年間で100万円まで補助</b> ※1回目の返済から3年間分の利子 (該当する年度分を翌年支払)
<b>信用保証料補助</b>	<b>50万円まで補助</b> ※当初支払った信用保証料

### <手続き方法>

※融資実施後に申請してください。



必要書類 ※次の書類をそろえて、企画振興課に郵送又は持参にてご提出ください。

- 補助金交付申請書 (様式は新地町ホームページからダウンロードできます。)
- 融資契約書の写し ■返済予定表の写し ■信用保証書の写し
- 債権者登録申請書 ■町税等納税証明書 など

### <問い合わせ先>

新地町役場 企画振興課

〒979-2792 新地町谷地小屋字樋掛田30番地

電話 0244-62-2112 FAX 0244-62-3194